

## 第73回労働施設検討会議 議事概要

1 日 時 令和8年2月19日(木) 午後7時00分～午後9時05分

2 場 所 西成区役所 4階 4-5・7会議室

### 3 出席者

(有識者4名)

福原大阪市立大学名誉教授

寺川近畿大学建築学部准教授

白波瀬関西学院大学人間福祉学部教授

垣田大阪公立大学大学院生活科学研究科教授

(行政機関18名)

大阪労働局 中川会計課長補佐、大島職業対策課長補佐 ほか2名

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課 橋本参事 ほか5名

西成区役所 式地総合企画課長 ほか7名

(地域メンバー16名)

村井西成区商店街連盟会長・萩之茶屋第1町会長

山田大阪府簡易宿所生活衛生同業組合相談役

山田大阪国際ゲストハウス地域創出委員会委員長

山田 NPO 法人釜ヶ崎支援機構理事長

山田 NPO 法人サポータィブハウス連絡協議会代表理事

小林公益財団法人西成労働福祉センター業務執行理事

荘保わが町にしなり子育てネット代表

森下釜ヶ崎キリスト教協友会共同代表

吉岡釜ヶ崎反失業連絡会共同代表 (代理)

山中釜ヶ崎日雇労働組合委員長

泊全日本港湾労働組合関西地方本部建設支部西成分会分会長

梅澤釜ヶ崎地域合同労働組合執行委員長 (代理)

水野日本寄せ場学会運営委員

ありむら釜ヶ崎のまち再生フォーラム渉外担当

小林住まいとくらし SOS おおさか実行委員共同代表

穴沢福祉支援者の集まり運営代表

### 4 議 題

- ・新労働施設における効果的な空間活用の考え方について

### 5 議事

(→: **ご意見等**、有: 有識者、国: 大阪労働局、府: 大阪府、区: 西成区役所)

有 前回、12月の第72回労働施設検討会議では、新労働施設のオープンスペース待合(寄り場)等の面積見直しや、共用施設の管理方法などについて、委員の皆様からたくさんのご意見をいただきました。ありがと

うございました。

本日の会議については、前回いただいた意見も踏まえ、地域の課題解決のため、新労働施設に新たに備える機能を説明いたしますので、委員の皆様と議論を深めていきたいと思っております。

また、今後の進め方としては、次回の労働施設検討会議で議論のとりまとめができればと考えていますので、よろしく願いいたします。

では、議案の方に入っていきたいと思っております。まず振り返りですが、詳しくは前回の議事要旨に記載されていますので、私からはポイントだけお話して、事務局に詳しく説明いただくという流れで進めたいと思っております。まず4つのポイントについて、前回の議論を振り返りたいと思っております。

一つ目は、資料1に挙がっているように、新たな地域課題の対応について、生活困窮者支援対応として、はぎさぽーとや西成区保健福祉センター分館機能（あいりん地域の生活保護関連相談、生活困窮者対応）の移転についてどうするのかということ。

二つ目に、女性、障がい者支援対応として、託児所や就労継続支援A型、B型事業所の相談窓口の設置が必要ではないかというご意見。

三つ目に、地域課題の解決を図るための新たな機能の設置及び必要な面積についてご意見をいただいたところです。

また、大きな柱として、あいりん職安の職業紹介についてもご意見をいただきました。現在のあいりん職安は、日雇労働求職者給付金の給付業務のみを行い、日雇労働者を対象とした求人受理・職業紹介業務を実施していない。これまでの職業紹介実績は1件であり、公共職業安定所としての機能が発揮されていないというご意見をいただきました。

三つ目の地域課題の解決を図るための新たな機能の設置及び必要な面積について、まず事務局からご説明いただき、その他については後半で議論を進めたいと思っております。

それでは事務局の方から、地域課題の解決を図るための新たな機能の設置及び必要な面積についてご説明をお願いします。

府 前回会議では、日雇労働者数で新労働施設の規模を議論するのではなく、地域の課題を解決するため、新たに新労働施設に盛り込んでいく機能について検討すべきというご意見を頂戴していたと思っております。

まず、今回の新たな機能をお話しする前に、地域をとりまく社会環境の変化について、簡単ではありますが、ご説明させていただきたいと思っております。

参考資料ということで、地域を取り巻く社会環境の変化についてという資料をご説明させていただきたいと思っております。

まず、左上のグラフをご覧ください。あいりん地域の男女別の年齢構成の人口についてお示しをしたものです。あいりん地域の特徴としては、建設日雇労働者がたくさんいて、その方々の高齢化が進んでいるということで、65歳以上の男性が非常に多いという年齢構成となっています。

一方、20代から34歳の若い年齢層を見ていただくと、先ほどの65歳以上に比べて女性の比率が高いという状況になっており、新たにこの地域に流入する人は男女比が一般の地域と同じような傾向になってきているというところです。

これらの年齢と性別がどのように変化しているのかについては、下のグラフをご覧くださいなのですが、あいりん地域の令和元年から令和6年の人口の変化を示したグラフとなっております。線から下が減少している部分になりまして、線より上は逆に増えている部分となっております。65歳の高齢者の人は、お亡くなりになっているということで減少が大きい一方で、20歳から34歳の若い年齢層の人の増加が著しい状況であるというのが、ここ5年間の動きです。

この要因は、増えている人の約半分が外国人の流入ということで、その中でも女性が4割弱を占めるとい

うことで、非常に年齢構成としては若い人かつ女性が地域として増えてきているということです。

そのため今後の傾向としては、非常に外国人比率が高くなって、なお且つこれがどんどん進行していくということで、あいりん地域では女性が今よりも多い地域となっていくということが見込まれると思っています。

続いて、右上の表をご覧くださいと思います。こちらは、生活保護受給者数の令和元年から5年間の変化です。生活困窮の状況について調べたかったのですが、資料上で調べられるのは、生活保護受給者ぐらいいしたので、代表的な指標としてこれを採用しています。これが全て生活困窮者というわけではないということは認識していますので、あらかじめご了承くださいと思います。

こちらは、上が大阪市全体の生活保護受給者数で、下が西成区の生活保護受給者数となっています。こちらの伸び率をご覧くださいなのですが、大阪市の合計がマイナス4.5%、西成区の合計がマイナス11.0%ということで、どちらもトータルとしては減少傾向にあるというところ です。

しかしながら、大阪市全体で見ますと65歳以上がマイナス4.3%で64歳以下がマイナス4.7%ということで、全年齢ともに減少している状況ではありますが、西成区については、65歳以上の減少がマイナス17.2%ということで、非常に他地域と比べても減少が大きい一方で、64歳以上の方が増えているという状況になっています。

先ほども流入人口が増えていると説明しましたが、64歳以下の部分で人口が増えている一方で、生活保護受給者の数は増えているということで、確実にそうだと言い切れることではないですが、指標としては、生活に課題を抱えた方々が、この地域に増えてきているということが見えるのかなと思っています。

続いて、真ん中の表をご覧くださいなのですが、外国人居住者の令和元年から令和6年までの推移です。大阪市全体で28.8%の伸び率となっています。西成区は55.6%の増加ということで、約1.5倍増加しているという状況です。この内訳（構成比率）を見ますと、1万4823人が西成区の外国人の居住者（2024年9月現在）なのですが、構成としては留学生が27.6%、技人国が13.9%、永住者が12.5%となっています。

西成区の外国人の数というのが、生野区の特別永住の方を除くと、大阪市の中で一番多い人口となっています。ですので、外国人が非常に多い地域というのが西成区です。その中で、どの国籍の方が多いのかというのがその下、各国別ということで記載しています。数で申し上げますと、中国、ベトナム、韓国・朝鮮の方が多いのですが、伸びというところで見ますと、右のところご覧くださいますと、ネパール、ミャンマーの方が5年前から非常に増えていると、1,400%増と1,500%増ということで、非常に伸びが多い。

在留資格については、留学生の方が非常に増えています。この地域の増加の要因として一番大きいのは留学生ですので、そういった方がこの地域にたくさん増えているという状況です。その外国人の方々が、こういった年齢の方が増えているのかというのが一番下のところ です。こちらは、20歳から34歳のところが非常に多く、約8000人の人口となっています。これはあいりん地域だけの数字が取れなかったもので、西成区全体の数字ですけれども、西成区全体でもやはり若い外国人の方が非常にたくさんお住まいになられているという状況です。若年層の増加の要因として外国人があるんだろうなということが、これで導き出せるのかなと思っています。

あと、日本にいられている外国人の方は在留資格をお持ちで、何かしら仕事や勉強などの目的を持って来られている方ですので、現時点でこの方々に何か問題があるのかということではなくて、新労働施設として5年先10年先を検討していく上で、この方々が離職された場合や留学が終わった後の日本での就職、それから2029年から育成就労制度が開始されますので、特定技能からの移行というようなところも鑑みて、仕事に関する相談など支援の対応も想定しておく必要があると考えています。

こうした社会環境の対応に向けた機能について、有識者の先生方とも相談をした上でイメージを作成させていただきましたので、この後説明をさせていただきたいと思います。

次に資料2、効果的な空間活用の考え方について説明をさせていただきます。

この資料については新機能ということで、現在行っております日雇労働者の就業支援に加えて、新労働施設を効果的に活用していくため、新たに取り組むものということでお示ししているものです。

まず、1番で就業に対する支援と、次ページの2番で労働者の生活等に対する支援ということで、二つのテーマで働くための環境を整えていく取組として、ご紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、就業に関する支援ということで、まず左上でございます。エル・おおさか「労働相談センター」と連携したオンライン労働相談ということで、これは西成労働福祉センターの取組ということで記載しております。こちらは、様々な労働問題の対応として、北浜に大阪府が持っておりますエル・おおさかの労働相談センターと連携して、パソコンを使ったオンラインでの労働相談の実現というのを目指していきたいと考えています。

今、西成労働福祉センターでも労働相談を受けておりますけれども、一般的な労働相談や、労使関係の問題が発生した場合の相談として、北浜の方で労働相談を実施しているのですが、これを西成労働福祉センターでもサテライトという形で、労働相談が受けられるような形で考えています。こちらについては、別途予約という形なのですが、今我々の方から相談しておりますのは、できるだけそのような手間を踏まないでエル・おおさかと繋げられるように、別口で調整できないかということです。

また、エル・おおさかには、弁護士や社労士による法的アドバイスや、メンタルヘルスの専門医によるカウンセリングというものもやっています、そういったところもオンラインを活用して相談ができるような体制を目指していきたいと思っています。

具体的にどうやっていくかということについては、今後エル・おおさかと詰めていくことになるんですが、まずお試しということで、来年度から西成労働福祉センターでテスト運用していきたいと思っています。実際に地域の方のニーズや利用状況などをお試しで開かせてもらいながら、新労働施設の完成に向けてテストをしていきたいと思っています。

その下に記載のこちらでもエル・おおさかとの関連になります。エル・おおさかで就職セミナーや講習会などを開催しています。こちらについても、サテライト会場ということで、西成労働福祉センターのご協力を得ながらサテライト会場例えば、2階の技能訓練室などを活用してエル・おおさかで行っているセミナーなどをあいらん地域でも受講できるようにということで今考えています。

具体的なメニューについても、今後詰めていくことになるのですが、例示で書いております50歳以上の合同企業説明会や面接対策セミナーなど、できるだけ地域にマッチするような内容というのを選択していきたいと思っています。こちらについても、来年度から西成労働福祉センターにおいてテスト運用させていただいて、新労働施設で実際に運用する前に地域のニーズを見ていきたいと思っています。

今回、こういった取組で幅広い相談体制の構築を進めているのですが、これまでの日雇労働への職業紹介だけではなくて、地域で働きたいと思われる方の選択肢を増やすという意味で、いろんなメニューを揃えていきたいと思っています。そういった取組を今後、皆さんのご意見を交換しながら進めていきたいと思っています。

続いて、下の部分をご覧くださいなのですが、こちらは外国人に向けた対応を考えています。

先ほど、地域で外国人の増加が著しいということで、昨年の横串会議の中でも地域との共生ということもご意見を頂戴していたと思います。そういった共生を目指す取組としてお示しをしているところです。こちらは、労働局のご協力を得まして、梅田にある外国人雇用サービスセンターや難波にある大阪マザーズハローワーク、これは外国人に限らず女性が対象になっているのですが、オンラインで繋いで職業情報や仕事探しの相談、面接を含めた就職に向けた相談ができるような体制をハローワークと連携しながら取っていききたいと思っています。

外国人の方が日本で仕事に就くには、有効な在留資格を持っていることが条件となっていますので、オーバーステイにならない、もしくは在留資格の更新がきちんとできるということを機能として持たせていきたいと思っています。

そちらについては、咲州にある出入国管理局と今連携をしまして、外国人の居住支援と書いていますが、在留資格の継続申請や相談について西成労働福祉センターでもできるようにということで今調整を進めているところです。こちらは、オンライン申請が窓口になりまして、こちらについても、来年度からテスト運用を西成労働福祉センターでしていきたいと思っています。

実は昨年に、一度テストでやってみました。どんなケースが実際にできるかなと思ってテストをしたのですが、手続きがややこしいケースは、あいりん地域とオンラインで結ぶのは難しいということが分かりまして、在留資格で手続きがややこしい案件というのは咲州に行っていただくこととなります。ただ、咲州に手続きに行くのと遠いのに加えて、待ち時間が長くなってしまいますが、在留資格の更新をするとか、就労に関する条件の変更などということだけであればオンラインで簡単にできますので、簡易的な手続きの部分を西成労働福祉センターで実施ができたかと思っています。

続いて、右上のところをご覧くださいなのですが、こちらはワンストップ相談窓口です。このワンストップ相談窓口については、昨年7月の労働施設検討会議でもご説明をさせていただいておりますが、その中で今回、新たに追加した項目についてご紹介をさせていただきます。施設内のところの上から三つ目にハローワークコーナーというところがございまして、括弧書きで書いています障がいのある方への対応としまして、大阪労働局との連携になるのですが、ハローワークの専門援助コーナーと連携をしまして、職業に対する相談、支援という形で対応できるようにということで今検討を進めているところです。

一体的実施事業につきましては、不安定就労状態から安定就業に繋げるため、地方自治体の就業支援とハローワークの一般職業紹介窓口が連携して就業促進に繋げていくという取組です。こちらは従前からお話をさせていただいている項目です。こちらについては、労働局を始めとして大阪市を含めて検討をしているところです。その下をご覧くださいなのですが、寄り場などのオープンスペースを活用して、ハローワークや西成労働福祉センターが主催する求人事業者に対する説明や地域の労働者の方々に対してのセミナーの開催というのを検討していきたいと思っています。

今回、後ほどご紹介させていただきますけれども、施設のレイアウトを見直すにあたって、1階にオープンスペースを広く確保しています。そこをどういった形で活用していくかというところの一つの事例として、セミナー会場などでの活用ができないかと考えています。ここで行われるセミナーの候補としては、前回の労働施設検討会議等でもご意見をいただいています、SNS 求人など求人方法が多様化しているということで、違法な労働条件の求人が表に出ずに見えにくくなっているという状況がございまして。

SNS 求人をされている事業者などを集めて指導するという事は、中々物理的に難しいと思っていますので、労働者の方が、そういった労働条件を守らない事業者かどうかをご判断いただくために、自らの身を守るという観点から知識を得るための労働条件に関するセミナーなどができればということで今考えています。

実施にあたっては、寄り場などのオープンスペースを、利用の少ない時間帯を活用して会場として使っていきたいと思っています。

続いて、次のページをご覧ください。労働者の生活等に対する支援の取組です。先ほどのページにつきましては、労働者の就職に関する支援ということで、新たな機能を記載したところですが、こちらは生活支援の部分となっています。7月の労働施設検討会議でご説明した内容にもなるのですが、ワンストップ相談窓口を通じたあいりん地域内外の支援機関との連携によって、労働だけでなく福祉や住居、医療、介護などの課題解決を図っていくというものです。その中でも、西成区役所で、新労働施設に西成区の保健福祉センタ

一分館の施設である生活保護の関連相談窓口を移設し、保護申請や一時受入施設への入所の相談受付などの実施や結核検診機能の移設によって、施設内で検診が受けられるように検討を進めていただいているところです。

前回の会議でもご意見がありました「はぎさぼ一と」につきましては、ワンストップ相談窓口との外部の支援機関として連携することで、ワンストップ相談窓口で受けた内容をこの施設内だけではなく、施設外の支援機関とも連携をして、相談に来られた方の支援をしていくというスキームで今考えています。

はぎさぼ一とについても、外部支援機関ということで連携を進めていきたいと思っています。はぎさぼ一とだけではなく、大阪市の市民局や福祉局、住まいの関係であれば萩町不動産やサポータティブハウス連絡協議会との連携を図っていきたいと思っています。

外国人の関係でいきますと、大阪府の関係法人の OFIX。外国人の生活相談等を行っている公共的な機関ですけれども、こちらとも連携を図りながら地域にお住まいの方々のお困り事に対して支援ができればと思っています。

更にオープンスペースの活用については、就職の支援だけではなくて、福祉や生活相談の出張窓口としても活用できるように空間の活用を考えていきたいと思っています。

次に、効果的な空間活用の考え方ということで、先日来お話をさせていただいている新労働施設の規模の話です。令和3年度の基本設計時に盛り込んだ機能は確保しつつ、日雇労働市場の動向や、地域居住者の変化を踏まえた新たな機能についても付加し、尚且つ国の関与の変更にも対応した効率的な施設整備を推進するための効果的な空間活用について検討したいと思っています。

見直しのポイントとしては、各フロアの機能がこれまでは1階はあいりん職安、2階は西成労働福祉センターと、フロアごとに組織が入っていたのですが、受付全体を見直して、支援内容ごとにフロア構成ができればと考えています。

「労働支援・相談のフロア」、「生活支援のフロア」、「職業訓練のフロア」ということで来られる方の目的に応じた形でのフロア構成をすることで、建物内の上下移動をせずに平面の中でできるだけ動けるようにということを考えております。

また、屋根下スペースは、1階面積を増やさないと大きな面積を確保できないので、従前では車寄せになっていた建物外側の部分を屋内に取り込んで1階の面積を拡大し、就労相談窓口を先ほどの「労働支援・相談フロア」に集約することで、動線の利便性の向上を図る形をとりたいと思っています。

あと、求人事業者が使用する駐車スペースは、令和3年度の基本設計費と同じ35台を引き続き確保していきたいと思っています。

今回、面積が変更となるエリアについては資料上に記載の通りです。特に大きく変わっているのは屋内オープンスペース待合は、1,220平方メートルを840平方メートルに縮小するという形になります。共用会議室、共用相談室、共用倉庫については面積は確保しないが、こちらについてはそれぞれの入居施設、つまり西成労働福祉センターやホームレス就業支援センター、職安が専有する会議室を各団体が共同利用できるような形を作り、広く会議スペースとして確保していきたいと考えております。

それ以外の部分については、基本的に令和3年度の基本設計通りで考えております。

一方、生活保護相談や結核検診機能については分館からこちらに移転させるということで、今220平方メートルということでご検討いただいているところです。

年金事務所については、職員配置数の規模に合わせる形で一部変更となっています。

建物全体の屋内面積としては、こういったオープンスペース待合、共用会議室の変化を踏まえておおよそ1,000平方メートルの縮小ということになっています。機能的には必要なものを確保した上で、規模としては約1,000平方メートルの縮小という形で今後検討をしていきたいと思っています。

説明としては以上です。大阪労働局から補足をお願いします。

国 共用会議室については、国の基準でありん職安専用の会議室しか負担することができず、誰もが使える共用会議室を負担することができないということになっています。

しかしながら新労働施設においては、あいりん職安専用の会議室を、例えば、あいりん職安や西成労働福祉センターに求人を出していた事業所を対象とした求人の説明会や、入居する機関同士の会議や打ち合わせなど、職安に関連する業務に活用するのであれば幅広く使用できるように現在検討しているところです。この点、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。補足は以上です。

有 ここまでの話を踏まえて、私の方で図面に落とし込んでみました。会議資料とは別に、今皆さんにお配りしている資料です。先ほど説明があったように、以前の図面からは考え方を大きく変えまして、それぞれ別々のフロアにあった機能をなるべく1階に持ってくることで良くなった部分も多いのではないかと思います。

あくまでもこれはかなり大枠の部分をはめ込んだものに過ぎず、実際は基本設計に入った段階で設備など様々な細かいところをチェックしていきますので、この状態の図面のまま設計に進んでいくわけではないということだけご理解ください。

でもこうした図面がないと皆さんも中々イメージできないだろうということで作成したのになります。

西側の南海高架側の駐車場スペースにコミュニティコンビニ、フレキシブルゾーン、早朝清掃の作業員詰所が入っています。

メインの入口は多目的広場の方、つまり北側から入ってもらうことになり、1階にはオープンスペース待合660平方メートルを用意しています。オープンスペース待合は全体で840平方メートルなので、残りは2階に持って行くという計画になります。660平方メートルの中の内訳を申し上げますと図面上の丸い楕円形のところに各組織のカウンターというか窓口が続いているという特徴になっています。

入口から一番突き当りの付近にインテーク窓口が33平方メートルあり、楕円を中心に西成労働福祉センターやハローワーク、職安の各組織のカウンターが並ぶというイメージです。

トイレは3ヶ所、東側、南側、北側にあり、南側のトイレは外部からでも入れるので24時間使えるトイレになっています。

また、今回新たに防災センターも入れました。守衛室・防災センターというのが45平方メートルあり、その下に清掃作業員詰所が93平方メートル、その右隣に搬入のエレベーターも持ってきました。大型の荷物を車に積み込んだりしないといけないので、建物外側に大型車が停められ、エレベーターに搬入していただくイメージになっています。

清掃作業員の詰所についても使い方が色々考えられるかと思います。例えば早朝の待機時間などについては、フレキシブルゾーン240平方メートルをどのように有効活用するかなど、ぜひ皆さんで色々考えていただければと思います。

割と自由に間仕切りを使って区切りを作るような工夫ができると思うので、どういう使い方で行うのか、時間での割り方や曜日での割り方など様々な形でこの240平方メートルを使っていくということになりますので、そのあたりはぜひ皆さんにもう少し細かく色々伺いたいなと思っています。要は柔軟に使える空間として用意しているということでご理解ください。

あとコミュニティコンビニは205平方メートルあります。階段は3ヶ所、エレベーターは2ヶ所あります。

上のフロアの説明に移ります。2階が生活支援のブースになっていまして、西成労働福祉センターが南側にあります。

東側には、西成労働福祉センターや職安などの入居者が使う入口エントランスがあり、階段室を通じてそれぞれの部屋に行けるよう東側にまとまっています。

2階には西成労働福祉センター、職安の事務室が入っており、年金窓口もここに入っています。2階の図面真ん中の方には西成労働福祉センターの技能講習室があり、隣接するエレベーターホールの前にオープンスペース待合を180平方メートル用意していますので、技能講習をしながらの間仕切りを外すことでオープンスペース待合を広く活用できるんじゃないかと考えています。要は使う用途によって広げられるようにしようと工夫しました。

それから、西側の図面上で黄色いところは西成区の保健福祉センターの分館機能スペースは220平方メートルあり、生活保護相談と結核検診機能が入っています。

会議室は3つ入っています。隣接する65平方メートル、42平方メートルと、東側の職安の30平方メートルです。それから書庫が85平方メートルで倉庫が78平方メートル。以上が2階の図面です。

次に3階ですが、これはホームレス就業支援センターのフロアになっていまして、少し使い勝手を良くはしていますが以前とあまり大きくは変わっていません。ホームレス就業支援センターの会議室は2階に持っていった形になります。先日個別インタビューしたときに、作業スペースとして屋上を使えないかという話もありましたが、それについては色々また意見いただければなと思っています。

最後に屋上ですが、今回の変更で3階建てになっていますので機械室やキュービクルなど、設備を屋上の方に持っていかないといけないが、その面積を具体的に考えていくにあたり、どれぐらいの機械がいるのかはもう少し詰めないとわからないので、結果的にどれぐらい屋上に広場的な空間を作れるのかは現状読めないところです。ですが、基本的な方針として前回の計画よりも屋上に使える空間を増やしたいと提案しているところです。

結果として、床面積については1階が2200平方メートル、2階が2180平方メートル、3階が1847平方メートルで合計6227平方メートルとなっており、専有を除く駐車場の34台については前回の計画の台数と同じです。

以上が図面の説明になります。

1階真ん中のオープンスペース待合のイメージがちょっとわかりにくいかもしれないのでおおよそのイメージだけ3次元化してみましたので映像をご覧ください。

説明は以上です。

有 非常に盛りだくさんですけども、基本的には就業に関する支援、生活に関する支援に関する機能をお話いただいたということになります。

そしてそれらを3階建ての各フロアにどのように配置していくのかということも説明いただきました。この説明に対し、忌憚なく様々な角度から疑問や提案、あるいはもう少し詳しく聞きたいということがあれば、皆さんからご意見をいただきたいと思います。

→ 効果的な空間活用の考え方について説明をいただき、その中に「ワンストップ相談窓口では、施設内外の支援機関が連携し相談者の問題解決に対応」と記載があり、施設内の想定される連携先として色々な機関の名前が書かれています。

その中に「障がいのある方への対応は、ハローワークの専門援助コーナーと連携」とありますが、実際に障がいのある方と対面していて私が感じているのは、障がい者の支援というのは何らかの制度に繋がっていないと上手くいかない場面が多いということ。

ハローワークコーナーがどういうものかはわかりませんが、本当に障がい者に対応できるのだろうか。実際に障がい者を支援するなら措置権限のある部署にちゃんと繋がないと、きちんと対応できないのではないということも率直に考えますので、この点を質問させてください。

府 ハローワークコーナーのご紹介を大阪労働局からご説明いただけますか。

国 ハローワークコーナーは、今後は地方自治体の政策と一体になって行う一体的実施事業のハローワーク部

分になります。

まずはどなたが来られても一元的には受けとめて相談対応しますが、その過程でハローワークコーナーだけでは対応が難しいとなれば、例えば近隣の阿倍野ハローワークの専門相談に繋ぐなど、そういったことを考えているのがこちらの記載の意味になります。

そのため、このコーナーで完全に受け止められるかどうかはそのときの相談次第ということになりますが、このコーナーで受け止められない場合は、阿倍野ハローワークの専門相談員に来てもらうのか、阿倍野の方に同行していく等の形で対応したいと考えています。

→ 率直に言いますと、ハローワークだけの対応ではなくて、例えば区役所の保健福祉課などにきちんと繋がっていかないと、上手くいかないということを随分経験していますので、ハローワークコーナーだけではちょっと不十分ではないかというのが率直な感想です。

行政間での更なる連携が必要だと思っています。

有 ワンストップ相談窓口は就労支援と生活支援の複合的機能なので、例えば働きたいと相談に来られた方が後から障がい認定を受ける可能性もありますが、その場合は生活の支援とすぐ繋がる形をとれると思います。

具体的な機関同士の連携の仕方は今後検討する必要があるとは思いますが、今後の検討過程では今の話を十分踏まえた上で色んな組織連携を図っていけるようにしたいと思います。

→ 西成区保健福祉センターが分館機能として2階の220平方メートルに旧市更相の機能を移すということですが、大阪市としてはこれで市更相は全機能を移すということなのか、それとも一部の移転に過ぎないのか。

市更相の昔の名前は大阪市立更生相談所ですが、どのように仕事の分担をするのか、また、いつ頃大阪府が決定したのかということについて、説明をしてもらいたいです。

有 この福祉的機能に関するご意見については、前回の会議のときにも色々と質問・ご意見をいただいたので、後程一括して区役所から回答いただこうと思います。

→ 会議が延期になっていた間に大阪府、労働局と個別に意見交換をさせてもらったが、自身の属する団体でもこの間、皆で話し合いの機会を複数設けました。

そのうえで、私達としての受け止めについてお伝えします。5年前の基本設計から今回の提案で変わったポイントは複数ありますが、一つは物理的な問題として建物が4階建てから3階建てになり、床面積も約1000平方メートル減ったことに対して、内容がどうなったのかということについて内部で議論していました。

というのも、以前の基本設計をもとに私達は色んな印刷物、パンフレット、大きなパネルを作って地域の平場で報告してきました。エスカレーターもできて今度は使いやすくなるよ、なども言ってきましたが、今回の変更でそこまで規模が小さくなるのであれば中身は余程良いものができるのだと胸を張って言えなければ私は嘘つきになってしまう。

地域向けに説明してきた人間としてそこに対して物凄く責任を感じています。嘘をついていたわけではないと言えるよう、なぜ変わったのか、でも内容は良くなっているというような説明を私達もする責任があるので、内部でかなり議論をしました。

大枠になりますが、具体的な質問を2つ言います。

1つは今回、1階部分に就労支援の要素を寄り場も含めて集めてきたということ。これはメリットもあると考えられるし、図面で見てわかるように職安、ハローワーク、西成労働福祉センターの3つが繋がる形になっていて、これが就労のワンストップ相談窓口のイメージかなと理解しています。

これが体感的にどれぐらいの広さなのかはわかりませんが、このスペースで先ほど大阪府が説明された一体的実施事業をこの1階のスペースだけで有効的に実施できるのだろうかというのがまず1点目の質問。今日の説明で何となくは理解できるところもあるが、今までなかったものを作るわけで、元々は日雇求

人しかなかったわけだから、まだ具体性に欠けていると感じる。

2つ目の質問は、ワンストップ相談窓口についてです。これについては別の会議で随分と話し合ってきたよね。これはワーキンググループも含めて、ワンストップ相談窓口に対する意見とか提案が沢山あって、その取りまとめ的なものもあったと思います。

ただ、私が間違っていなければ、ワンストップ相談窓口を具体的にどうするのかということまでは議論されていなかったと思います。

要はワンストップ相談窓口を具体的に、どこにどういう形で設置するかということ。

新労働施設にワンストップ相談窓口を持ってくるのであれば、新労働施設の新機能としてワーキンググループで議論された内容が来るのだろうとイメージしていたのですが、今回の図面上ではその機能は1階真ん中のインテーク窓口がワンストップ相談窓口の全てになってしまう。

ワーキンググループで話し合っていたのは、ただ単に小さなカウンターで話を聞いて、あっち行ってください、こっち行ってください、区役所行ってくださいとか、そういう類のものではなかったはずなんです。

話を聞くだけでなく、その場で解決できる内容はその場で解決していけるような場所にするという議論もあったと思います。解決できる内容の中には、先ほど委員が言われたことも含め、措置権限のある大阪市の職員がこの場所にいるかないかということも凄く大きなポイントだと思います。

ただ、1階にはそうした職員がいなくても、2階には西成区保健福祉センター分館の機能として生活保護相談窓口と結核検診機能が入ってくるわけなので、そこが実質的にどんな機能するかということも後で説明してもらいたい。

今のところはその辺が具体的に見えてこない。レントゲンと旧市更相の窓口が来るだけなら、別会議で議論してきたワンストップ相談窓口の内容とはかけ離れていると思う。

図面上のインテーク窓口が全てというなら、これは西成労働福祉センターが現状でも実施されているような総合相談窓口の延長線上というイメージでしかないと感じる。

別会議で議論されてきたワンストップ相談窓口のイメージはそういうレベルじゃなく福祉的な生活支援を行えるような、踏み込んだ議論があったはずなんです。

インテーク窓口で話を聞いて、区役所行ってくださいと言うだけなら何も現状と変わらないし、それはワンストップ相談窓口とは言えない。

なるべく早く相談者の問題を解決するために、その場で措置権限のある職員がいてくれば、ワンストップ相談窓口だけですぐに解決できることも多いと思うので、このような理想が実現するかどうかは別にしても、今の図面を見ただけでは何もできないのではという印象を抱いています。

もう一つ意見が出たのは、今日ここでは議論できないがワンストップ相談窓口の議論を踏まえて、福祉とか生活支援のための相談を受けて、それを次に繋げるための仕組みをどうするかっていうのがはっきりわかるよう今後に向けて方向性をはっきりしてほしい。

その中で、新労働施設にあった方がいいものはここに入れたらいいし、一方でここに全部を入れ込もうとするのは無理があると思うので、それは敷地北側の大阪市の土地で検討すべきだと思う。

それから議論の俎上に載ってはいないけれども、西成労働福祉センターの仮移転施設についても、もしかしたら使えるかもしれない。

今、具体的な考えを言ってしまったけれども、団体内部の話し合いの中では新労働施設にエリア的に近いところで連携できるのであれば、新労働施設に何でもかんでも入れ込む必要もなくなる。

そういう検討の上で、床面積の減った新労働施設の中で何ができるのか、何が必要か、それをどうやって機能的に繋げていくかということが凄く大事じゃないかっていうのが、団体の中での意見です。

ですので、特にワンストップ相談窓口のことは今までの議論を踏まえて福祉行政であったり、あるいは地

域団体であったり、どういう具体的な連携をするのか、そのためにどれくらい面積がいるのか、ということも含めて、今後早急に詰めていくべきだと思います。ここだけ切り離して議論するのはちょっと違うだろうと思います。

あと、寄り場スペースが減ったけれども、今言ったように周辺エリア全体を考えれば色々な形で寄せて集める場所は考えられるので、それは減った分をカバーできるかもしれない。

今までの日雇労働者だけでなく、先ほど大阪府から説明のあった、新たに求職にやってくる層の人たちも、くつろいだり待機する場所というのは、この施設内だけを想定せず周辺エリアの中で使える場所があれば使えるということだと思います。

そういう考え方に立てば、この建物自体の床面積が減ってもそれはそれで前向きに理解できる。1階に機能を集中して尚且つ周辺のものも生かしながら作っていくのであれば、それは前よりも進んだと言える。

そうであればエスカレーターがなくても大丈夫、もっと使いやすくなると胸を張って言える。平面で移動しながらちゃんと相談対応できるのであれば良いなという話が団体内部で出ていましたので、それについても申し上げさせていただく。

有 今の話はとてもありがたい。それこそ、労働施設検討会議が始まった頃に議論していたテーマだったと思う。労働施設周辺の一带をどう考えて、うまく使いやすくするかということがこの会議の初めの頃、ずっと出てきていたテーマだった。

委員が言われたことはかなり現実的だし、かなり考えやすくなるテーマなので、ぜひそれはうまく機能させたいと思います。

インテーク窓口については、前回の基本計画では既にこの面積で入っていたわけですが、それが今回改めて中身について考えることができるようになったという状況です。

図面上は枠線を引いてピンク色になっていますけど、実はこれも計画するときにはいろいろ議論したんですけど、西成労働福祉センターとも隣接していてその広い面積も一体的に活用すれば使い方についてはもっと柔軟にできるだろうと思う。

元々の基本計画でもインテーク窓口は狭いのではと議論はしていたんです。ワンストップの窓口はどんな仕事をして、どんな人がいて、どれだけ面積がいるのかということをも今回の図面で考えたときに、例えば西側のフレキシブルゾーンでの240平方メートルをずっと開けたままにしていよいよな場所にすることもできるし、そこにワンストップのコーナーを作ることもできるし、これからの議論の中で柔軟に使える空間として考えたいと思います。

もう一つは東側にあるハローワークの95平方メートルも職安の横にあった方がいいんじゃないかということもここに持ってきているわけですが、本当にこれが東側でもいいのか、1階のどこにどの機能が配置されていた方が良いかということももう一度色々意見いただければいいかと思います。

もし2階の西成区保健福祉センター分館の220平方メートルもやっぱり1階に置くべきとなればまたそういう議論も出てくるでしょうし、その場合は1階のオープンスペース待合の面積の240平方メートルが、その分西成区の空間に置き換わるような形になるわけです。なので、どういう使い方するのかについては今後もう一步踏み込んで話していただくと考えやすくなると思います。

府 大阪府です。有識者が仰ったとおり、図面のインテーク窓口のピンクの部分は、ここに何かついたてを作ったり壁作ったりするのではなくて、先ほどの有識者作成の3次元の動画にもあったように、カウンターは開けた造りになっています。今回の図面ではその周辺を西成労働福祉センター、ハローワーク、あいりん職安にカウンターがシームレスに繋がる形で一体的な動線ができると思っています。

だから以前よりは人が回りやすいような形になっていると私は思っています。

先ほど有識者が仰ったように、今後この運用の仕方についてはワンストップの話も含めて、これから議

論していくべき話だと思っています。

ですので、府としても来年度のテーマだと思っています。具体的にどういった連携ができるのか、誰がそこを担っていくのかっていうことは、来年度の労働施設検討会議の中で皆さんのご意見いただきながら詰めていきたいなと思っています。

しかしながら、我々としても全てが決まらなないと建替が進められないというのはリスクだと思っています。そのため、両方を動かしながら議論ができればと思っています。

今回のステージというのは、あくまでも基本計画の見直しであって、基本設計でガチガチの図面を起こす場面ではまだないわけです。ですので、一定のイメージとして有識者からの案をご覧いただいた上で、基本的にはこの大きさの中でどういう使い方をしていくのかということについては、引き続き議論をさせていただけたらと思っています。

あと、一つ目のご質問であった具体的にどういったものかっていうところで言いますと、一体的実施事業がどんな形でどう繋がって、しかも労働という観点だけではないような広がり方ができるのかどうかという点については、今、大阪労働局さんが中心となって色々ご調整をいただいておりますけれども、大阪府も一緒に議論をさせていただきたいと思っております。

具体的にどういった方をターゲットにして、どういった支援をするのかっていうことをきっちり決めていかないと、連携する自治体も決まらないと思うので、まずはそこをきちんと決めた上で議論をさせていただきたいと思っております。

こちらについても来年度、皆さんのご意見を伺いながら決めていきたいと思っています。

こういった中身の話は1年2年かけて色々詰めていく中で、一体的実施事業についても今すぐではないですけれども、実施に当たっては国に事業計画をお示しして認可いただかないといけませんので、そういった認可がいただけるプラン作りを併せてさせていただきたいと思います。そこは引き続き色んなご意見を頂戴できたらと思っています。大阪労働局から補足があればお願いします。

国 今、大阪府からお話があったように当初は、天下茶屋にある一体的施設の移転を選択肢の中に入れていましたが、この間、我々も地域の意見を勉強させていただき、福祉的要素と就労が繋がっていくことの必要性も非常に感じているところです。

ですので、先ほどの大阪府からの説明の通り、どういう方を支援していくのかというところを、地域のご意見をいただきながら、また福祉的要素も取り入れながら、一体何ができるのかっていうところを時間かけて議論していければなと思っていますので、ご理解をよろしくお願いします。

有 既に回答いただいた通りだと思うので、私から言えることはあまりないのですが、図面で見るとそれぞれのエリアが間仕切りされているようなイメージに見えると思いますが、有識者の3次元の動画で見ていただいたとおり、仕切りのようなものは基本作らず、かなりオープンな形の空間作りをしていこうと思っています。

また、それぞれ入っている関係機関の横の繋がりも大事にする必要があると思っています。インテーク窓口については、西成労働福祉センターが入ると思いますが、それ以外の機関も一緒に連携しながら事業をやっていく可能性もあり、基本、各入居団体の間仕切りされた部分も含めてワンストップの機能を果たすというふうに理解していただければいいと思っています。

あと、この地域には施設の外も含めていろんな支援機関があります。そういったところとの連携のあり方というのはもちろん就労福祉専門部会の方で議論してきましたが、そこをどういうふうに今後連携させながらしっかりした体制を作っていくのかは来年度の検討課題だと思っています。

もちろんそういったところも、具体的な関与の仕方を明らかにして、しっかり連携を図っていく必要があると思っています。

それから1,000平方メートル減ったという話についても、確かに図面上その通りなんですけども、屋上の活用について、今は設計上何もないんですけども、何らかうまく活用できることも今後検討していければなと思っていますので、1,000平方メートル減った分も少しは押し返せるようなことを有識者としては検討したいと思う。これは決定事項ではないので、完全に期待に答えられるかどうか定かではないんですけども、そういう方向で考えたいとは思っております。

→ 共用会議室に関する国の説明で、あいりん職安の専用でない国としては費用を出せないということで、その代わりに入居者が専有する会議室を集約させることで、各団体が共同利用できる会議スペースを確保という考え方を説明されていたが、こういう形にすると、国として費用が出せるという意味か。

国 その認識で問題ありません。国としては先ほどにお話させていただいた通り、専有の会議室しか出せないということになっており、あいりん職安からお金を出している会議室というのが図面2階東側の30平方メートルの会議室です。

→ インテーク窓口について、有識者から西成労働福祉センターが担っていくだろうと発言がありましたが、まだどこが担うかということは今まで話し合ったことはないと思うので、先ほど大阪府から説明があったように次年度にでもどういった人材が必要なのか、事業形態や運営形態など、しっかり話し合っていたかだと思います。

→ インテーク窓口にはどうしても西成労働福祉センターが背後にいるので、窓口のスタッフも西成労働福祉センターの人が担うのかなというイメージが強いんですが、私が考えるワンストップ相談窓口はやっぱり労働面だけではなく、大阪市の施設も巻き込んで総合的にやらないといけないのではないかと思います。独立的な総合窓口のイメージとして、そういうものに位置づけていくべきじゃないかなと。

有 つまりは生活と福祉という要素も強く打ち出す必要があるということですね。

→ そういう意味でのワンストップ相談窓口だと思います。

→ ワンストップ相談窓口というのは、そもそも最初は北側施設に行く可能性もあったものと思っているので、西成労働福祉センターの中に組み込まれるわけではないという認識なんですけど、これで大丈夫ですか。

有 その通りです。

→ ついでに発言させてもらおうと、最初に大阪府から説明のあった人口動態の変化に関連して、生活保護受給者の64歳以下の人だけが依然として増えていて、これは全体の人口が減っていく中で非常に異様な動きであり、やっぱり生活保護等を求めてこの町にやってくるという流れは変わらないということが言えると思います。

となればそういう人たちは働ける年齢層の人たちなので、そういう人たちに対してどういうふうな対応をするかっていったらワンストップ相談窓口で、しかもそこには福祉的な要素というのが、当初想定していたよりもずっと強いかないというふうに私は思っています。

そういう意味では、2階にこの分館が来たっていうのは、それはとても大きな意味があったなという思いを私は持っています。委員が言われたように、市の北側施設も含めて一体的にこの辺りを広く使うということだったから、ああいうまとめ方で非常に私も良かったなというふうに思っています。

あと細かいことで質問させていただくと、そういう流れの中でサービスハブ西成の扱いはどうなるのかなと疑問に思っていますので説明してもらえばありがたいなと思います。

有 どうもありがとうございます。一応、事務局から報告いただいた内容については皆さんご理解いただけたかなと思っていますので、次に福祉的な支援の部分の議論に移っていければと思います。

→ 国が言う一体的事業は国単独ではできないので、相方として地方公共団体がいるということですね。例えば生活や福祉などの支援を展開する場合は大阪市の協力を得ないと一体的事業って成り立たないということですね。つまり国単独で一体的事業とは作れないということで合っていますか。

国 今、委員がおっしゃるスキームで間違いありません。国は出口である職業紹介を担って、その相方が地方自治体の福祉支援であったり、就労支援と一体になって就職に結びつけるというスキームです。

→ ということは、そういう地方自治体がここに参画してもらえなければ成り立たないというわけですね。労働局が殿様商売でふんぞり返っている話になりませんから、ちゃんと頭を下げて、三顧の礼で国からも要請して一緒にやりましょうと言うなどして、きちんと頑張ってください。

国 国・府・市で協力して、良いものにしていきたいと考えています。

→ 今さらにピントがズレた質問かもしれませんが、まちづくり会議や労働施設検討会議の中で新労働施設には居場所としての機能があるみたいな話というのを確認してきたと思います。それは今回の図面においてどう考えられているのかということ、素朴な疑問として聞いておきたいと思います。

有 いわゆる「おっちゃんたちの居場所」の確保というのは北側施設の方できちんと確保するというのが基本です。ただ、新労働施設の中でも居場所として使ってはいけないということではないので、それは自由に使ってもらえるんじゃないかと思っています。

それから北側施設と南側施設の間のオープンな空間がありますが、そういうところも自由に使えるので、実際に居心地の良い場所をどう用意して設計するのかの議論は進めてないですけども、それは念頭に置きながら、議論を進めていきたいと思っています。

一体的事業実施について国・府・市でどういう議論をするのかは、私はまだ聞いていないんですけども、一般論としてお話すると、いわゆる生活保護受給者を対象にした一体的実施事業の場合は市町村との対応になり、もう少し広く一般的な就労支援ということになると都道府県との連携という話になっています。

一般的な就労支援の範囲として生活保護受給者は排除しないので、それも含めてということになっています。もちろん生活保護受給者が来たときには、大阪市との連携も必要という設計になるというのは考えています。

→ 困窮者を念頭に置くべきだと思う。一般的な就労支援ではうまくいかないんじゃないかな。ちゃんと大阪市にしっかりと入ってもらえるように頑張っていたきたい。

有 いただいた意見を踏まえて、基本設計計画の見直しに向けて素案をまとめていきたいと思っています。

次に、懸案になっている福祉の関与、分館機能の話、それから生活困窮者支援の話、それから女性・障がい者の支援のあり方ということで、西成区からお話いただきたいと思っています。

区 いくつかいただいておりますが、まず福祉の関与について回答します。

生活困窮者を支援するはぎさぼーとや、西成区保健福祉センターの分館機能移転をどうするのか、この地域における福祉機能をどのように図っていくのかというご意見、あとは女性や障がい者の支援機能として新労働施設に託児所や就労継続支援A型・B型事業所の相談窓口を設置してはどうかなどについて、ご意見をいただいていたかと思っています。

現在西成区としては、分館にある生活保護の受付面接機能と結核検診機能の移転が可能か検討中ということ、かねてよりお伝えしているところです。その上で、大阪市においては様々な福祉の取組が行われております。

女性に関しては市民局が相談窓口を一元的に設けており、障がい者の支援としては、西成区内には、各区にあるんですけど、西成区内でも、基幹相談支援センターを中心に、地域の方の相談に対応する体制をとっております。

また、西成区役所においても繋がる場など、地域福祉推進体制の充実には取り組んでいるところです。このような活動が、新労働施設へ入居する各機関やワンストップ相談窓口と連携することによってより地域福祉の向上を図っていくことができるものと考えておりますので、現在も既に一定の連携はあるかとは思いますが、新労働施設としてリニューアルされるにあたり、どのように連携していくことができるかというこ

とについては、今後検討を進めていきたいと考えております。

なお、はぎさぽーとにつきましては、以前にこちらでご質問いただいた際にお答えしたように、労働施設内に常設の拠点設けることは難しいとは考えておりますが、距離的にはさほど遠くないということもありますので、原則は区役所が拠点ですが、必要に応じて出向くなどの対応が可能か検討をさせていただきたいと思っております。

その他、措置権限を持った職員を新労働施設内に配置すべきというご意見については、過去からいくつかいただいておりますけど、まず現在は全体的に役所の職員を増やすという流れではございませんので、仮にどこかに分室のようなもの、もしくは職員の配置をするということになれば、既存の配置から切り出して対応するということにはなると思っています。

また権限を持った職員というのがどのような者を想定されているかという部分に齟齬があったら申し訳ないんですけど、市役所や区役所で何かを決定する権限を有するポジションというのは基本的に課長級以上になります。そして課長単独では業務ができませんので、基本的には大体 5 人から 10 人ぐらいのグループで活動することになります。

一方で区役所の体制ですが、例えば障がい福祉の窓口は 15 人程度で、西成区役所、西成区全体の業務に対応しているところです。このようなどこから 5 人から 10 人という数を引き出すっていうことは、ちょっと現実的ではないという状況です。

また、特に福祉に関しては、区役所自体がワンストップ相談窓口の機能を持った施設となります。その機能の一部を切り出して分散させるということは、ワンストップ相談窓口、区役所の機能減少となりますので、少なくとも現在においてそのような議論は難しいと言わざるを得ません。

ただ、何かの手続きのたびに、西成区役所までお越しいただくということについては、特に区域の端に位置するこのあいりん地域では負担があるというご意見は最もであると思っております。

それについては現在、大阪市のデジタル統括室を中心に、区役所DXと称してより便利な行政サービスを目指して取組が進められているところです。その成果は当然この地域においても反映できるものとなりますし、区役所組織としても一緒に取組を行っているところです。

また、この取組は、令和 12 年度ごろを一つの目処として進められており、ちょうど新労働施設が建てかわる時期とも前後するところです。現状において何か具体的にお伝えできる内容はありますが、今後市全体としてそのような取組が進んでいるということでご理解いただければと思います。

あと、委員からご質問がありましたサービスハブに関してなんですが、サービスハブはご存知の通り、旧東田保育所と「ヨリドキッチン」という旧センターの南側の一角を使って活動をしているところです。こちらが新労働施設の中に入るか入らないかという話については、今のところ入る予定はないという状況です。

といいますのも、サービスハブというのは今現在、被保護者就労支援事業ということで、基本的に生活保護を受給されている方がご利用いただいている事業で、一旦生活保護を受給された後に、ケースワーカーもしくは就労支援担当からの案内によって、希望者が利用していただくという流れが基本ですので、基本的にふらっと来て使っていただけるようなサービスではないというところです。拠点としては近くではあると思っておりますけど、その労働施設の中そのものに入る予定の検討は今現在行われていない状況です。

区 総合企画課から西成区役所、大阪市の福祉の展開の仕方っていうようなことをご説明させていただき、区役所で一体となっているんな施策・福祉を展開しているということだったのですが、新労働施設に分館機能を置くということについては、あいりん地域の中に区役所の中からそれを切り出して、そこの部分はあいりん地域の中で存在することは非常に意義があるというふうに考えて、今現在は新労働施設の方に移転をするという方向で検討を進めています。

分館機能についてももう少し詳しく説明させていただきますと大きく分けて二つありまして、一つ目は結核

機能です。西成区全体またはあいりん地域の結核の結核罹患率の非常に高いところはまだまだ大きな課題だと考えておりますので、結核検診をその場でやるっていう、まず発見のところの部分であったり、あと感染が広がらないように、治療の指導をしたり支援をしたり、保健師さんが駐在して指導にあたりたりというふうな結核の機能をまず考えております。

二つ目はいわゆる受付面接機能ということで、よくこの場でもお話させていただいているんですけど、安定した住居のない方に対して、住居・居場所の提供ということで、ケアセンターの方の入所手続きであったり、具合が悪く、病気で病院に掛かりたいという方の医療の保障であったり、あと社会医療センターとの連携によって医療提供したり、あとその方々の生活の一般的な相談の中にも応じるような生活保護以外の機能がまず一つです。

もう一つはワンストップとかとの連携で非常に重要なのかなと思うんですけど、やはり生活保護の方、申請したいという相談や申請の相談をお受けし、しっかりそこで生活保護の申請を受理するということです。

そこはもう区役所に行ってくださいではなくて、新労働施設で生活保護の申請の方の受理ができるような体制、そういう機能を想定しております。

有 今のお話に質問とかご意見はありますか。

→ 大阪市としてどう考えているかっていうのを今初めて聞いたので、私としては、様々な要望を出してきたのに一刀両断で答えられてしまったのだという印象です。もう何もしませんとイメージです。

ただ、分館の機能、受面の窓口っていうのは、絶対必要だと思います。ワーキンググループでもそうですが、受面の窓口だけじゃなくて、この地域の特性などを現場の声を反映させる形で区役所そのものを持ってこいとか、区役所の人員を削れとかいう意味じゃなくて、区役所にあるような機能の一部をここにワンストップ相談窓口と繋げる形で持ってこれないかっていう提案があったと思うんです。

それは西成区に言っているわけじゃないんですよ。特区構想は西成区がやっているわけではなく、大阪市ですよ。実際の業務は西成区に任されているかもしれないが、私達は大阪市に言っているんです。大阪市の福祉行政としてこの町の実情とか歴史を踏まえて、地域からは要望を出している。

まちづくり会議の議論の中でも区役所に来てくださってっていうのはいつも仰られているが、この地域から見れば、何でもかんでも区役所に行けっていうのは無理がある。支援する現場からすればそれが一番の問題だと思っている。どうすれば早く対応できるかということが、切実な現場の声なので、具体的にその場で措置ができる職員が新労働施設にいることなどを求めてきました。

現実問題として、区役所の職員を引っ張ってくることは難しいのだろうが、我々が言いたいのはそういう議論ではなくて、私達は大阪市に対して、提案や要望を出しているわけです。

西成区としての回答がこうなることはわかっているし、区としての回答を求めているわけではない。まちづくり会議も西成特区構想も大阪市の政策なのだから、大阪市の福祉局がどう対応するかという回答を私たちは求めています。

有 他にご意見ありますか。

→ 旧センターのシャッターが、閉じられて何日か経った後、夏の暑い日だったんですけど、日焼けして痛々しくなっている労働者がシャッターの前で生活されていたんですね。その状態を見かねて生活保護を受けたらどうですかって声かけたんですけども、その労働者は、ここがいいって言って断ったんですね。

その方は結局シャッターの前で亡くなりました。写真持ってきているんですけど、見たことがある方もいるかもしれないので。当該団体としては、この亡くなった労働者の意思を引き継いで、センター潰すな、シャッター開けろ、強制排除反対の声をこれからもこの会議で続けていきたいと思っております。

→ 区役所の説明で、いわゆる福祉の措置権限のある部署についての回答を初めて聞いたんですよ。

行政の事情も言われていましたけども、ただやはり、現実的に当事者が区役所に行ってくださいっていうね。

言葉では簡単に言えるんですけども当事者にとってみると、1人で行けない人が多いし、それから気持ちの上でも距離が遠く感じていると思う。

そういう意味では、区役所が考える解決策として仰られた区役所DXについて、いま一つわかりにくいのでもう少し説明してもらえたらありがたい。

区 区役所DXについては実のところ何も決まっていないので、我々もはっきりは申し上げられないんですが、オンラインの窓口とか、要は移動しなくても済むようなことも含めて取組を進めているっていう状況です。その上で現在、福祉の窓口に何が反映されるかっていうのはまだ我々も言うことができないんですけど、市全体として区役所サービスの向上というところに取り組んでいて、その中の一つには区役所まで足を運んでいただかなくても良いようになるということも目標の中には入っているということをお伝えさせていただきたいと思います。

有 少なくとも分館の一部機能が新労働施設に移転してくるということは、まず大きな成果だと思っています。ただ福祉的な機能についてはまだまだ議論する必要があるかと思っています。

労働施設検討会議にも福祉的な話題はもちろん入れ込むわけですが、その具体的な中身に関しては、就労福祉専門部会が本来の議論する場なので、そちらでお願いしていきたいと思っています。

それから、今日議論があったようにこれは西成区役所だけで担えることではなくて、オール大阪、特に大阪市福祉局を中心にしっかり議論していただくことを我々も願っているので、要望していきたいと思っています。

→ 今後の労働施設検討会議に、正式に行政側として、大阪市の福祉局とか入ってこれないんですか。

有 少なくともまず就労福祉専門部会の方の課題だと思うので、そちらで議論してもらって、その上でフォローする必要があるればこちらにも来ていただくという流れになるかと思っています。

→ せっかく府と区が連携しようというときに、市もちゃんと入ってもらわないと話が進まない。

府 就労福祉専門部会の方に府も当然入っていますし、労働局の方にもご参加いただこうと思っているので、就労福祉専門部会で福祉局が中心にご検討いただけるなら、我々から就労福祉専門部会の方で申し上げることもできるので、どちらの会議体でもトータル的に議論ができるのかなと思っています。

有 以上について、就労福祉専門部会の方に引き継いでこの福祉的な要素を議論していただきたいと思いますが、就労福祉専門部会としてはこれでよろしいでしょうか。

有 本日、たくさんの重要な意見を皆さんからいただき、ありがとうございました。

私も福祉局と一緒に入って議論を進めないことには前に進まないかなと思っている部分があり、進捗については私の方から、福祉局の方々にお伝えはしております。

また実際に福祉局に来ていただいて意見交換をしていきたいなと思っていますので、その際はどうぞ皆さんよろしくをお願いします。

区 ワンストップ相談窓口の運営に関する検討は、労働施設検討会議の場を離れることが難しいとは思いますが、将来的にワンストップ相談窓口ができるという前提で、もちろん区役所も入った上での地域における連携のあり方については、就労福祉専門部会でもきちんと議論することができると思いますので、その方向で対応していきたいと思います。

有 ひとまず大きな議論を終えたところなんですけど、最後に地域の公共職業安定所であるあいりん職安における日雇職業紹介について、これまでの職業紹介の実績等々に関する国としての評価やご意見のご報告をお願いしたいと思います。

国 資料1に記載の第72回労働施設検討会議で出た地域の意見として、あいりん職安の職業紹介についてご意見をいただきましたが、資料に記載の職業紹介は一般職業紹介のことを指しているのではなく日雇職業紹介というところに限定ということでご理解ください。

この経緯ですが、平成 27 年 4 月 16 日に国家賠償請求訴訟の判決が出ました。その中であいりん職安は日雇労働者に係る職業紹介を行うことを分掌事務とするものである以上、これを行わないことは違法であると言わざるを得ない、という判決を受けました。

この判決を受けて労働局としてもあいりん職安において、日雇職業紹介をやっていくということで取組を進めてきたところです。

実績についてですが、28 年度から実際に動き出し、28 年度に求人受理が 1 件、30 年度に 7 件となり、それ以降、令和 5 年度までは求人はいただけていませんでした。その後は以前の会議でもご報告させていただきましたように、令和 6 年度に 8 件の求人いただき、1 件の職業紹介を成立させているという状況です。

このことに対する我々自身の評価については、当然ながら十分な実績ではないと思っています。国としては今後も日雇労働について、特に新労働施設においても引き続き日雇労働に関してしっかりと関与していくことが重要と考えています。

その中で日雇求人についてもあいりん職安で受理していくための取組が絶対に不可欠と考えています。また、西成労働福祉センターにも連携協力をいただきながら、あいりん職安もしくは西成労働福祉センターに求人を出していただけるよう、勧奨を引き続き行うことで求人の適正化を図っていきたいという所存です。

加えて印紙購入通帳に関する手続きなど、事業所がハローワークに来所される機会にパトロールなどにより求人提出を勧奨する機会を増加させていきたいと思っています。あと、日雇労働者の方に対する支援として、日雇いで働いている方や日雇労働を希望する方に対しては、日雇手帳の制度周知を促進してまいりたいと考えていますが、日雇労働者の方に手帳を持ってもらうことと並行して、事業所に対して、印紙購入通帳を持つことについても勧奨していきたいと思っています。

国としてはこれまでと変わらず日雇労働市場にしっかりと関与していきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思っております。よろしく申し上げます。

有 はい、どうもありがとうございます。何かご意見あるかとは思いますが、もしあればそれは次回受けるということでちょっとご理解をいただければと思います。

それでは全体のまとめのお話をしますが、今日は新労働施設について事務局からかなり詳しい踏み込んだお話をいただきまして、それを踏まえて委員の皆様方からも非常に貴重な意見をたくさんいただきました。

事務局においてはこれらの意見をしっかりと整理していただけたらと思います。

次回の労働施設検討会議においては、基本計画の見直しに向けて、新労働施設の機能、規模について会議としての素案の取りまとめをお願いしたいと思います。その上で次年度の労働施設検討会議でさらに具体的な議論を進めていきたいと思っておりますので、引き続き皆様方のご協力をお願いしたいと思います。